

郵送先 〒272-8501 市川市南八幡2-20-2
市川市役所 こども福祉課 児童手当担当

様式第4号（第2条・第3条関係）

児童手当・特例給付 額改定認定請求書

市川市長

私は下記のとおり認定請求をします。
また、児童手当又は特例給付の支給要件の該当性を審査するため、
受給者及び配偶者等の市区町村が必要な所得額・住民票・年金情報等
に関する公簿等の調査を行うことに同意します。

以下の二重線で囲まれた枠内を記入してください

受給者	(フリガナ) 氏 名 (法人名等)			性別	生年月日	
	住 所 (法人の主たる事務所の所在地)	市川市 電話 ()		男・女	昭和 平成 . .	
			職 業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		
額 改 定 の 区 分				増 額		
増 額 の 原 因 と な る 児 童						
氏 名	生 年 月 日	続柄	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月
	. .		有 . 無	同 一 . 維 持	同 居 . 別 居	年 月
	. .		有 . 無	同 一 . 維 持	同 居 . 別 居	年 月
	. .		有 . 無	同 一 . 維 持	同 居 . 別 居	年 月
	. .		有 . 無	同 一 . 維 持	同 居 . 別 居	年 月
	. .		有 . 無	同 一 . 維 持	同 居 . 別 居	年 月
増額した理由		ア. 出生 イ. 支給要件児童が増えた ()				
事由が発生した年月日		年 月 日				

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎記名押印に代えて、署名することができます。
◎字は、楷書ではっきり書いてください。

-----以下は記入しないでください-----

備考欄			手当月額	入 力 (認定・改定・却下年月日)	照 合
			3歳未満分 円		
			3歳以上小学校修了前分 円		
			中学生分 円		
	判 定		認定・改定年月	認 定 番 号	
認定・改定・却下		年 月	計 円		

市使用欄

現況届提出	依頼 ・ 済	対象児童	第 子	受付者	
-------	--------	------	-----	-----	--

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要があります。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5 「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 8 （削除）
- 9 「事由の発生した年月日」の欄は、「7」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 10 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市区町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童が他の市区町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。